初期曹洞宗教団に見る戒儀の受容

三帰戒と三聚浄戒

葛 西 好 雄

といい、懐弉等は「仏祖正伝戒」と呼称していたようだが 本論では通称に従い十六条戒と呼ぶことにする。 れた際の作法書『仏祖正伝菩薩戒作法』で「仏祖正伝菩薩戒 聚浄戒・十戒からなっている。禅師自身は、如浄から授けら 道元禅師の菩薩戒は一般に十六条戒と呼称され、三帰・三

宋代における三聚浄戒

していると考えられている。道元禅師の十六条戒もこの流れ るに至り、以後唯識系以外の諸師は『瓔珞経』の構成を踏襲 網経』の十重禁戒に三聚浄戒を加えた『瓔珞経』が撰述され なった。また『梵網経』には三聚浄戒が説かれないため、『梵 が登場してからは、菩薩戒は『梵網経』とするのが一般的と 思想的根拠を強めたが、その間、羅什に仮託された『梵網経』 薩善戒経』であり、後に玄奘の『瑜伽師地論』将来によって となっていたと考えられる。直接の出典は『菩薩地持経』『菩 この戒相中、三聚浄戒は中国仏教では菩薩戒の重要な要素

印度學佛教學研究第四十八巻第一号 平成十一年十二月

数えている に属するものであり、これらとは別に「三帰」を戒の一

特に宋代になると、三聚浄戒を菩薩戒と見なしていたと思

げて検討を加えられ、宋代に関しては次のものを上げている。 彰博士は現在まとまった文献として残っている授戒作法を挙 われる。それは次のような簡単な作業でも確認しうる。 平川

①延寿(禅) 『受菩薩戒法并序』②知礼(天台) 『授菩薩戒儀』③

法宝大師遵式(天台)『授菩薩戒儀式』④元照(律)『授大乗菩薩

戒儀』

「正授戒」と区別して設けられており、既に「請師」以前に 第五発心、第六問遮、第七正授戒、第八証明、第九現相、第 十説相、第十一広願、第十二勧持」の構成である。「三帰」は に参照すれば、「第一開導、第二三帰、第三請師、第四懺悔、 ている。十二門戒儀は唐代湛然の撰述であるが、確認のため ることにする。これらはいずれも天台の十二門戒儀を基にし この四種類を、後に述べる道元禅師の三帰に触れながら見

いる。 がら、 る。 が、 加 十門構成の「第三帰依三宝」と「第八三番羯磨」と区別して 戒は三 三帰は第四にあり、第九の授戒とは別立される。ここでも授 ことは湛然の例に従い、内容は少しく異同があるが、やはり 第十一発弘誓願、第十二結撮廻向」である。 菩薩戒儀』は天台で、構成は「第一求師授法、第二策導勧信、 説十地法門、運菩薩之律儀立如来之行業。恒沙戒本円三聚、 第七懺悔罪愆、 第三請聖証明、第四授三帰依、 り扱っていたと見なしてよいと思われる。②四明知礼の『授 而統収。」によって、 本」という。つまり「三帰」は戒には含まれず、受戒という 戒饒益有情戒。応須広辨三聚広狭偏円之相、以作行者期心之 授戒者先略示三相。 三帰を済まし、 のは「三聚浄戒」を受けるのである。①延寿は禅宗系唯一な れでは具体的に正授戒では何を授けるのか。 但し羯磨は三聚浄戒のみしか記さず、「第九説相示誡」で 授戒は玄奘の『菩薩羯磨文』を用い、 の他に 端本で授戒儀は失われている。 ④元照は四分律宗資持派で、十門構成の |聚浄戒のことである。③法宝大師遵式は天台山外派で、 「第八加法納体(秉法授戒)」を設ける点は同じだ 第八問無遮難、 五師を請して更めて正授戒するのである。 次正授戒言三相者、 他の戒儀と同じ様に三聚浄戒を主に取 第九羯磨授戒、 第五召請聖師、 ただ冒頭の 所謂摂律儀戒摂善法 大きく趣を異にす 十二門を用いる 湛然は 第十略説戒相、 第六白仏乞戒、 「第三帰仏求 「廬舍那仏 「第七正 そ

> は 『梵網経』を指示する。

語っている。 は我が国にも影響を与え、宋代の三聚浄戒偏重を象徴的に物 戒と二百五十戒からなる戒儀を定めた。(『終南家業』 上) これ め、 決を下した。 本の俊芿からの疑団に対する守一の師如庵了宏の解答に更に 薩戒を増受するようになる。 資持派では『梵網経』を採用するのは先の④にも見られ、 三聚浄戒を依用したが、宋代になると、 の更受は必要ないとし、具体的な大乗戒相を棄捨した三聚浄 また次のような事例が挙げられる。中国仏教では早くから 三聚浄戒が菩薩の縁となるのであれば、 白四羯磨により円の戒体が発して三聚浄戒を納 しかし南宋末の日山守一は、 四分律宗でも元照の 梵網等の大乗戒 Н 菩

初期永平寺僧団への影響

瑩山禅師の

『三木一草事』では、

次のような伝承になって

いる。 纔五人也。 或伝云。三聚戒也。又俗一人与皮肉骨髓四門人也。薬山十八人。洞 菩薩戒相伝事。宗家一大事因縁。故少林僅六人也。 余人。伝戒纔四人也。紹瑾授戒已七百余。自正応及元享。 山廿人也。 **弉和尚授戒六百余人。伝戒纔五人也。介和尚授戒三百** 開山永平和尚有別願授戒。 殆将及千人。 南岳其一人也。 然而正伝戒法 残年不

知幾年人数幾。伝戒又十余輩。現在七人也。介公云。唐土在家男

女有受戒事。此授三聚戒。如我朝結緣灌頂之。

ことと目されるものが、栄西の『興禅護国論』第九門に記述しており、この時に実地に見聞したことである。これと同じ道元禅師寂後、懐弉の命により正元元年に(一二五九)入宋発言である。これを三聚浄戒であると限定している。義介は同題とすべきことはいくつかあるが、傍線部②を見ること問題とすべきことはいくつかあるが、傍線部②を見ること

だと思う。

又宋朝奇特、有二十箇。……十僧多知死期。十一俗人持菩薩戒。十

二童子持五戒。……。

禁戒皆納ル也。能々戒行ニ習知リテ菩薩ノ三聚戒ヲハ授クヘ 戒ヲ受ト申ス也、此戒内ニ十重禁戒モ四十八軽等ノ軽重ノ諸 聚為最。」(『受禅戒作法』)、「是ヲ発得スルヲハ第一ノ摂律儀 頁)と見られ、『梵網経』に説かれていない三聚浄戒を十重四 十八軽戒と共にあげ、 百五十戒。菩薩三聚十重四十八軽戒。堅固護持。」(同一一八 戒。」(岩波・思想体系『興禅護国論』、一〇〇頁)、「是故比丘二 浄戒を代表とするもので、「梵網経三聚浄戒。十重四十八軽 は三聚浄戒とは明言されていない。 ことはなく、栄西の耳目を驚かせたのであろう。但しここに が、 ||時本朝でも南都北嶺の授戒会が恒規の行事となっていた 衆生済度の目的で在家者が在家のままにて受けるという また 「三聚浄戒今正当授、菩薩浄戒三 が、栄西の菩薩戒も三聚

朝の授戒の在り方を、見聞したままに率直に言い得ているのる。そしてこの義介・栄西の発言は、前節で触れた当時の宋と、十重四十八軽戒も摂律儀戒に摂せられると説くからであキ也。」(『円頓三聚一心戒』)と、菩薩戒とは三聚浄戒であるこ

に、 場と明確に差違が認められるものではないが、 わずかな相違といえども看過するわけにはいかない。 るのではないか。これが宋朝禅を見聞した栄西・義介と同様 ない方が異例であり、そのことこそが禅師の主張の一つであ 先に述べた宋代仏教の在り方からすれば、三聚浄戒を特筆し 戒のうちに含めない三帰をもって、得戒の根拠としている。 よりて得戒あるなり。」とし、禅師は宋代の諸々の戒義 けて、そののち諸戒をうくるなり。 法眼蔵』「帰依仏法僧宝」巻では「仏弟子となること、 らず三帰による。いづれの戒をうくるも、 戒を取り立てて論じることもない。 それでは道元禅師においてはどうであろうか。これらの立 宋朝の風儀を具さに見聞した道元禅師の視点であれば しかあれば即ち、三帰に むしろ周知のように『正 かならず三帰をう 同時に三

三帰は釈尊とその教え・教団に対する信仰を表明するもの

初期曹洞宗教団に見る戒儀の受容(葛

西

に十戒が付されたものであり、この十戒が十六条戒の具体的としての性格を有している。道元禅師の十六条戒は、これら実になる傾向も認められる。一般に小乗戒は事戒であり、大寒になる傾向も認められる。一般に小乗戒の別・出家在家統合するものであるが、換言すればどちらも大小乗戒を理念的に二説に大分される。要約すればどちらも大小乗戒を理念的に本戒は理戒であると言われるが、三聚浄戒はこの理戒の根拠をしての性格を有している。道元禅師の十六条戒は、これらとしての性格を有している。道元禅師の十六条戒の具体的としての性格を有している。道元禅師の十六条戒の具体的としての性格を有している。道元禅師の十六条戒の具体的としての性格を有している。道元禅師の十六条戒の具体的としての性格を有している。道元禅師の十六条戒の具体的としての性格を有している。道元禅師の十六条戒の具体的としての性格を有している。道元禅師の十六条戒の具体的としての性格を有している。

を重く見たと推定できよう。 戒という理念を用い、道元禅師は律蔵に根ざす三帰という信ਕが、栄西・義介などの入宋僧は大小乗戒を止揚する三聚浄るこに三帰と三聚浄戒と十戒という三種の分類が提起され な戒相となる。

た理由により、嗣法と受菩薩戒を明瞭に区別する必要性がは、義介自身に関する記述で菩薩戒の授受について不明瞭であい、おそらく道元禅師下としての菩薩戒の相承はなかったとり、おそらく道元禅師下としての菩薩戒の相承はなかったと以前拙論にて本来菩薩戒もその中に含まれるべきことと、特別が出論にで本来菩薩戒もその中に含まれるべきことと、特別が出いる。『御遺言記録』に記録される伝法は、特別は、義介の残した『御遺言記句故この峻別が必要かといえば、義介の残した『御遺言記

線①には誇張か語弊があると思われるので、この問題を次稿表する用意があるが、その一つとして『三木一草事』の傍とは異なると考えられる。その差を本稿では三帰と三聚浄戒とは異なると考えられる。その差を本稿では三帰と三聚浄戒とは異なると考えられる。その差を本稿では三帰と三聚浄戒とは異なると考えられる。その差を本稿では三帰と三聚浄戒とは異なると考えられる。その一つとして『三木一草事』に見られるような曹洞宗の受戒が歴史的に定着・敷衍されていくが、それらはあくまで、登山禅師の『三木一草以後入宋した義介の戒観をもとに、瑩山禅師の『三木一草以後入宋した義介の戒観をもとに、瑩山禅師の『三木一草

(曹洞宗永見寺住職(キーワード) 三帰、三聚浄戒、道元、義介、三木一草事

にて更めて取り上げる予定である。